

第1章 共済事業の立ち上げ ～昭和30年代を中心に(1955年-1967年)～

第1章では、県共済会の設立以前、社会福祉施設に働く職員のための共済制度がどのように立ち上げられたかを振り返る。

昭和30年代は、戦後の混乱期から立ち上がり、高度成長期に向かう過程で、人々の生活はもとより、地域社会そのものも大きな変貌を遂げていった。このような中で、社会福祉事業の発展に大きな役割を担っていた民間社会福祉施設の職員は、公立施設の職員と同様、その任務や責任の度合いは何ら異なるところはないにもかかわらず、処遇の面においては著しく劣っており、老後の補償も得られない不安定な労働条件のもとで、私生活を犠牲にした過酷な勤務が続いていた。

このため、職員が定着せずに途中で退職する者が多く、その補充もままならないのが実態であり、民間社会福祉施設の人手不足は日に余る状況にあった。施設入所者のサービス向上のためにも雇用と就労の安定は不可欠であり、職員の身分保障の一環である共済制度の確立が喫緊の課題であった。

民間社会福祉施設の経営者にとっては長年の懸案であり、職員の夢を実現するためにも、公務員並みの退職金支給制度創設に向けて、施設経営者が一丸となって活動を展開することとなった。

1 民間社会福祉施設職員の処遇状況

民間社会福祉施設に勤務する職員は、公立施設の職員と同様の仕事に従事しているにもかかわらず、待遇の面においては大きな格差が生じていた。

例えば、昭和33年当時の公務員の給与ベースは19,300円であり、公立幼稚園では朝9時から午後2時まで従事するのが一般的であったが、その一方で民間保育園の園長の平均給与が12,000円、保母の平均給与が6,700円と低く、朝6時半頃から夕方5時過ぎまで従事するのが日常であった。また、老人福祉施設の場合には、施設長の平均給与が12,200円、職員の平均給与が8,840円であった。このように、最低生活の維持に精一杯で、万一病気や不時の出費を要する場合には、全く生活に困窮してしまう状況であった。

なお、公務員には、退職金制度が確立されていたが、民間社会福祉施設職員には、このような制度もなく、定年後の生活にも大きな不安があり、職員の雇用対策にも重大な支障をきたしていた。

2 共済制度の確立に向けた動き

(1) 県社会福祉大会における決議

民間社会福祉施設の経営者が中心となり、退職金制度の必要性について、県をはじめ関係機関等に強く働きかけ、また、各報道関係者の好意的な取材や県議会での質問などにより、共済制度の設立に向けての関心が高まった。その結果、昭和33年11月12日に開催された静岡県民生委員制度35周年記念静岡県社会福祉大会において、民間社会福祉施設職員の共済制度確立の決議が

なされ、静岡県社会福祉協議会のもと施設関係者の長年の夢が具体化に向けて大きく動き出すこととなった。

なお、社会福祉大会の議題及び決議事項は次のとおりである。

静岡県民生委員制度 35 周年記念

静岡県社会福祉大会における共済制度確立の要旨及び決議内容（抜粋）

本県民生委員制度 35 周年を記念し、昭和 33 年 11 月 12 日に開催された「静岡県社会福祉大会」に関係者 3,000 名が集まり、次の議題について決議された。

第一議題 低所得者対策について、第二議題 青少年の育成について、第三議題 民間社会福祉事業従事者の共済制度確立について、第四議題 市町村社協の組織の充実強化について意見発表が行われ、決議を満場一致で決定した。

なお、第三議題 民間社会福祉事業従事者の共済制度確立の要旨については、次のとおりである。

1. 共済制度確立の要旨

本県の民間社会福祉事業に従事している職員の数は 800 余名であり、その身分保障の一環である共済制度の確立が、今日なお実現を見ないのは誠に遺憾である。

近年、民間社会福祉事業に従事する職員に対しては専門化が要請され、長期にわたりその仕事に従事し、経験を積むことが望まれており、それには、先ず待遇の改善を考えなくてはならず、現行の給与は極めて低く、特に退職金及び年金等の保障は全くない。

職員が安んじてその職に就くためには、共済制度の確立が何よりの急務であり、理想としては、全国一本の制度を望むところであるが、とりあえず、県独自の制度を県社会福祉協議会が中心となり、「民間社会福祉事業従事者共済制度準備委員会」を急速に設置し、共済制度の早期実現を図られたい。

2. 決議内容

最近における我が国社会経済の諸情勢に鑑み、社会福祉の増進は一段と強く要請されている。

時恰も本県民生委員制度創設 35 周年にあたり、県下公私社会福祉関係者が一堂に会して、社会福祉の諸問題に対処する決意を新たにし、一層の努力を誓うとともに、関係方面に次の事項を強く要望し、世人の深い理解と協力を得てその実現を期し、もって県民福祉の増進に寄与せんとする。

- (1) 老齢、母子及び身体障害者の年金制度を速やかに実施されたい。
- (2) 低所得者貸付資金を大幅に増額されたい。
- (3) 低所得者に対する低家賃住宅を急速に設置されたい。
- (4) 青少年の健全育成対策を積極的に推進されたい。
- (5) 児童遊園地を早急に増設されたい。
- (6) 県民皆保険の即時実施を図られたい。
- (7) **民間社会福祉事業従事者の共済制度を確立されたい。**
- (8) 市町村社会福祉協議会の拡充強化を図るため、財政的援助を図られたい。

社会福祉を すすめるために

静岡県民生委員制度
三十五周年記念 静岡県社会福祉大会

本県 民生委員制度関係者三十四名の追
めよおとして開いた。
まづ社会福祉関係物故者三十四名の追
悼式に始まり全員起立して一分間の黙禱
をささげて、表彰式に移り、大会長の要
請と、県社会福祉協議会長の挨拶を行い
来賓の挨拶があつて、協賛に移り、意見
発表続いて決議を満場一致これを決定、
中台後、国立国会図書館長金澤徳次郎先
生の「社会福祉の現代的意義」と題する
特別講演を聴いて散会した。
意見発表の要旨は次のとおりである。

第一議題

『低所得者対策について』

- 1、低所得者の市町村民税の免除
- 2、各種資金の大口増額
- 3、授産所及び内職授産所を各地に設置
- 4、低料金老人ホームの設置
- 5、身体障害者並に母子の就職に特別考
慮
- 6、低所得者家庭の学費に給付費並に教
育費の全額負担

決議

最近における、わが国社会経済の激変勢に鑑み、社会福祉の増進は一般と遠く
要請されている。
時給も本県民生委員制度開設三十五周年に当り、県下公私社会福祉関係者が一
堂に会して、社会福祉の諸問題に対処するの決意を新たにし、一層の努力を要す
とともに関係方面に次の事項を強く要請し、世人の深い理解と協力を得てその実
現を期し、もつて県民福祉の増進に寄与せんとする。

- 一、老令・母子及び身体障害者の年金制度を速かに実施されたい。
- 二、低所得者に対する低家賃住宅を積極的に推進されたい。
- 三、低所得者に対する低家賃住宅を積極的に推進されたい。
- 四、青少年の健全育成対策を積極的に推進されたい。
- 五、児童遊園地の即時実施を願われたい。
- 六、県民生活協会の充実強化を図るため財政的援助を願われたい。
- 七、民間社会福祉協議会の充実強化を図るため財政的援助を願われたい。
- 八、市町村社会福祉協議会の充実強化を図るため財政的援助を願われたい。

昭和三十三年十一月十二日
静岡県民生委員制度 三十五周年記念 静岡県社会福祉大会

静岡県社会福祉時報 記事

(2) 民間社会福祉事業従事者共済事業の発足

県社会福祉大会の決議により、県社会福祉協議会内に「民間社会福祉事業従事者共済準備委員会」を設けられ、事業の内容や負担金の在り方などについて協議を重ね、この結果、民間社会福祉事業施設及び団体の従事者を対象に「静岡県民間社会福祉事業従事者共済会」を設け、昭和35年6月1日から次のとおり事業が実施されることになった。なお、事業の詳細等は、資料編(69ページ~)の静岡県民間社会福祉事業従事者共済会規程及び要項を参照されたい。

その後、社会情勢の急激な変化等により、現行の給付額では時代にそぐわなくなってきたため、会員の中から魅力ある制度に改正してほしいとの声が強まってきた。これを契機として制度の見直しに着手し、負担金の引き上げを図るとともに、県に働きかけ、職員1人につき100円の助成を得ることに成り、昭和41年4月1日から、次のとおり給付の改善が行われることになった。

設立当初(昭和35年)の負担の給付	改正後(昭和41年)の負担と給付
1. 負担金 (1) 経営者 職員 1人につき月額 70円 (2) 職員 1人につき月額 150円	1. 負担金 (1) 経営者 職員 1人につき月額 170円 (2) 職員 1人につき月額 250円
2. 退職給付金 最低(勤続年数1年) 2,400円 最高(勤続年数30年以上) 200,000円	2. 県助成金 職員 1人につき月額 100円 3. 退職給付金 最低(勤続年数1年) 6,000円 最高(勤続年数30年以上) 489,400円
3. 慶弔給付金 (1) 結婚祝金(1回のみ) 1,000円 (2) 出産祝金(第1子のみ) 500円 (3) 死亡弔慰金(本人死亡のみ) 10,000円	4. 慶弔給付金 (1) 結婚祝金(1回のみ) 3,000円 (2) 出産祝金(第1子のみ) 1,500円 (3) 死亡弔慰金(本人死亡のみ) 15,000円

3 社会福祉施設職員退職手当共済法の制定

社会福祉事業を推進していく上で、社会福祉法人などが運営する施設の存在は、不可欠な状況にあった。しかし、これらの施設に従事する職員の労働環境は、公立施設の職員に比べて大きな隔りがあり、施設経営者にとって最大の課題は、職員の身分保障であった。

国としても、社会福祉事業の振興を図るため、民間社会福祉施設職員の処遇改善が急務であるとの判断から、国・県及び施設経営者が夫々3分の1を負担し、公務員並みの退職金支給を図るよう「社会福祉施設職員退職手当共済法」を制定し、昭和36年10月1日から施行することとなった。

この業務は、国から委託を受けた「社会福祉事業振興会（現在の独立行政法人福祉医療機構）」が取り扱うこととなり、その窓口業務は各県の社会福祉協議会が行うこととなった。

なお、制定当初の社会福祉施設職員退職手当共済法及び同施行令及び退職手当共済契約約款は資料編（74 ページ～）を参照されたい。



社会事業従事者

待望の「共済制度」生る

本県の民間社会福祉事業に従事している職員は、施設団体を合せると約一、二〇〇余人になります。この人々は公的社会福祉事業に従事している職員の給与所得に比べるとはるかに低く、到底退職後の準備や老後の用意など思いもよらないのが現状であります。

しかも民間社会福祉事業従事者でも、公的社会福祉事業従事者でも、その任務の分量、責任の度合にも何等異なるところはないと思えます。

また一方、最近では民間社会福祉事業従事者に研修訓練を積んで熟練した専門者を要請しているときでもありますので、当然その待遇の改善を考えなければならぬと思えます。

この生活の保障の確立に対しては、永い間民間社会福祉事業従事者各自は切実に要望していたところでありまして、昨年十一月十二日静岡県民生委員制度三十五周年記念静岡県社会福祉大会において民間社会福祉事業従事者の叫びとして、『民間社会福祉事業従事者の共済制確立』の議題が提案され、満堂の参会者の賛同を得て本大会の決議となり、大会処理委

員会においては、この共済制度の企画を本会に委託されましたので、早速民間社会福祉事業従事者共済準備委員会を設け、数回に渉り研究討議を重ねた結果、ようやく成案を得ましたので、このたび民間社会福祉事業施設及び団体の長と従事者各位の賛同を得たうえで、本会機関にはかり『静岡県民間社会福祉事業従事者共済会』として発足することになりました。

関係者各位の御協力を切に希望するところでありまして、次にこの会の規程のあらましを説明いたしますと、
◇事業の内容は
退職共済については退職共済金交付表がありまして、これに基づいて支給されます。(紙面の関係で略します)
次が慶弔共済であります。結婚祝金壹千円(一回のみ)、出産祝金五百円(第一子のみ)、死亡弔慰金壹万円(本人の場合)

社会福祉施設職員のための

退職手当共済制度が

設けられました

社会福祉施設経営者の皆さんへ

皆さんの経営しておられる社会福祉施設は、わが国の社会福祉事業の一翼を担うものであることは申すまでもありません。

ところで、皆さんの経営する社会福祉施設の業務に従事する職員は待遇改善にはいろいろと心を痛めておられることと思えます。

そこで、この問題解決の一環として、民間の社会福祉施設に働いている人々にも公立の社会福祉施設に働いている人々と同様の退職手当金制度が国及び都道府県の援助によって新しく誕生しました。

社会福祉施設の業務に従事する職員に希望を与え、明るい職場を作っていただけ、皆さんの事業が一段と発展されるために、この制度にぜひ加入されることをおすすめいたします。

この制度の特色

- 一 手軽であること
- 二 有利であること
 - (1) 退職手当金の支給に要する費用の三分の二を国と都道府県が補助しますので、経営者の負担(掛金)は三分の一でよく、したがって掛金は非常に割安です。
 - (2) 振興会の事務費は、全額国の費用でまかなわれ、掛金はすべて退職手当金に充てられますので極めて有利です。
- 三 安全であること
 - この制度の運営は、社会福祉事業振興会法によって設けられた社会福祉事業振興会がたつたので、つづれる心配は全くなく、掛金は安全に管理され、また、退職手当金は振興会が全責任をもって支払うので、安全確実です。